写

元文科初第１２７４号
令和元年１２月２６日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第１２条第１項
の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公私立大学長（大学院大学を除く）
殿

文部科学省初等中等教育局長
丸山　洋司
（印影印刷）

文部科学省高等教育局長
伯井　美徳
（印影印刷）

文部科学省大臣官房国際課長
奈良　哲
（印影印刷）

国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の一部を改正する告示の施行について（通知）

この度，別添のとおり「国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例」（平成２７年文部科学省告示第１２７号。以下「平成２７年告示」という。）の一部を改正する告示が，令和元年１２月２６日に公布され，公布の日から施行されました。

今回の国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の一部を改正する告示（令和元年文部科学省告示第１１２号。以下

「令和元年告示」という。）の趣旨，概要及び留意事項については，下記のとおりですので，十分に御了知の上，適切に御対応いただくようお願いします。

また，本特例が国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校である高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を対象としていることを踏まえ，各都道府県教育委員会におかれては，所管の高等学校及び域内の高等学校を所管する指定都市を除く市町村教育委員会に対して，各指定都市教育委員会におかれては，所管の高等学校に対して，各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成１４年法律第１８９号）第１２条第１項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては，所轄の高等学校及び学校法人等に対して，附属学校を置く各国公立大学長におかれては，その管下の高等学校に対して，このことを周知くださるようお願いします。

記

第１　改正の趣旨

今回の改正の趣旨は，国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目を履修する生徒の負担を軽減し，国際バカロレア・ディプロマ・プログラムと高等学校学習指導要領の教科・科目等の双方を無理なく履修できるようにするとともに，国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの普及をより一層推進する観点から，平成２７年告示第１号の表に掲げる国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目及び高等学校学習指導要領の必履修教科・科目等の範囲を拡大する一方，高等学校教育の質を確保する観点から，令和元年告示による改正後の平成２７年告示（以下「新告示」という。）第１号の表の下欄に掲げる必履修教科・科目等の履修及び単位の修得をしたものとみなすに当たって一定の基準を設けるものであること。

第２　改正の概要

１　国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校において，２において示す基準を満たしている場合には，学校設定科目又は学校設定教科に関する科目として開設された国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目のうち，新告示第１号の表の上欄に掲げる国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目を履修したときは，新告示第１号の表の下欄に掲げる必履修教科・科目等を履修したものとみなすことができること。また，新告示第１号の表の上欄に掲げる国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目について修得した単位数のうち，新告示第１号の表の下欄に掲げる必履修教科・科目等の単位数として当該国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校が認める単位数については，当該必履修教科・科目等として修得したものとみなすことができること。（新告示第１号関係）

２　１において示した，新告示第１号の表の上欄に掲げる国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの各科目の履修及び単位の修得をもって，新告示第１号の表の下欄に掲げる必履修教科・科目等の履修及び単位の修得をしたものとみなすことができるのは，新告示第１号の表の上欄に掲げる国際

バカロレア・ディプロマ・プログラムの各科目が教育基本法（平成１８年法律第１２０号）及び学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する高等学校の教育の目標に関する規定等に照らして適切であり，生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして以下の基準を満たしている場合であること。（新告示第２号関係）

イ　新告示第１号の表の下欄に掲げる必履修教科・科目等において，全ての生徒に履修させる内容として定められている事項が，それぞれの同表の上欄に掲げる科目において適切に取り扱われていること。

ロ　生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。

ハ　イ及びロに掲げるもののほか，生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

第３　留意事項

１　新告示第１号の表の下欄に掲げる必履修教科・科目等のうち，平成２７年告示第１号の表の下欄にも掲げる「物理基礎」，「化学基礎」，「生物基礎」，「コミュニケーション英語Ⅰ」及び「総合的な探究の時間」と対応する国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの各科目については，新告示第２号イに示す基準は既に満たしているものとすること（参考資料中Ⅰ）。

２　新告示第１号の表の下欄に掲げる必履修教科・科目等のうち，「世界史Ａ」，「世界史Ｂ」，「日本史Ａ」，「日本史Ｂ」，「地理Ａ」，「地理Ｂ」，「数学Ⅰ」，「音楽Ⅰ」及び「美術Ⅰ」と対応する国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目については，新告示第２号イに示す基準を満たすための内容事項等の取扱いに関して，文部科学省委託事業として実施しているＩＢ教育推進コンソーシアムにおける調査結果を，別途事務連絡において示すこととしており，各学校における教育課程編成に際しては，これを参考にされたいこと（参考資料中Ⅰ）。

３　新告示第１号の表の下欄に掲げる必履修教科・科目等以外の高等学校学習指導要領（平成２１年文部科学省告示第３４号。以下「現行高等学校学習指導要領」という。）の科目のうち，平成２７年告示制定時の施行通知（27 文科初第 1227 号）参考資料中Ⅱの表にも掲げる「物理」，「化学」，「生物」，「コミュニケーション英語Ⅱ」，「コミュニケーション英語Ⅲ」，「英語表現Ⅰ」，「英語表現Ⅱ」及び「英語会話」については，引き続き国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目との対応関係が認められること。その他の対応関係が認められる科目については，ＩＢ教育推進コンソーシアムにおける調査結果に基づき，別途事務連絡において示す予定としており，各学校における教育課程編成に際しては，これを参考にされたいこと（参考資料中Ⅱ）。

４　参考資料中Ⅰ又はⅡに該当しない国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目について，現行高等学校学習指導要領の科目との対応関係を求める場合は，教育課程特例校制度を活用し，現行高等学校学習指導要領の内容事項等が適切に取り扱われた新科目を設置すること（参考資料中Ⅲ）。

５　国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの各科目の単位の修得をもって，新告示第１号の表の上欄に掲げる必履修教科・科目等の単位の修得とみなすことができる単位数は，現行高等学校学習指導要領第１章第２款の２及び高等学校学習指導要領（平成３０年文部科学省告示第６８号。以下「新高等学校学習指導要領」という。）第１章第２款の３に規定する標準単位数以下の単位数に限ること。なお，ＳＬ科目，ＨＬ科目の学習に推奨されている時間（ＳＬ科目が１５０時間，ＨＬ科目が２４０時間）を高等学校学習指導要領上の単位数に換算すると，ＳＬ科目は最低６単位相当，ＨＬ科目は最低９単位相当であるので，教育課程編成に際しては，これを参考にされたいこと。

６　国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目「ランゲージＢ」を英語以外の外国語で履修する場合は，現行高等学校学習指導要領の教科「外国語」のうち「コミュニケーション英語Ⅰ」に準じて設ける学校設定科目として，必履修科目とみなすことが可能であること。その際，教科「外国語」の目標及び「コミュニケーション英語Ⅰ」の目標・内容等に準拠した科目となるよう留意すること。

７　新高等学校学習指導要領が令和４年４月１日より年次進行で実施されることを踏まえ，本特例は今後更なる改正を予定していること。

８（１）各大学においては，入学志願者の能力・適性や学習の成果，活動歴等を多角的かつ客観的に評価する観点から，入学者選抜において，学部等の特性も踏まえつつ，国際バカロレアの資格や成績の積極的な活用をより一層図ることが望ましいこと。

　また，各大学の入学者選抜の出願要件等において，新告示第１号の表の下欄に掲げる必履修教科・科目等の単位の修得を求めている場合は，新告示第１号の表の上欄に掲げる国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目の単位の修得をもって，当該必履修教科・科目等の単位の修得をしたものとみなすなどの配慮が望まれること。

（２）新告示第１号の表の下欄に掲げる必履修教科・科目等以外の現行学習指導要領の科目のうち，参考資料中Ⅱの表に掲げる「物理」，「化学」，「生物」，「コミュニケーション英語Ⅱ」，「コミュニケーション英語Ⅲ」，「英語表現Ⅰ」，「英語表現Ⅱ」及び「英語会話」について，各大学の入学者選抜の出願要件等において単位の修得を求めている場合は，当該国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目の修得単位数と当該出願要件等において定める現行高等学校学習指導要領の科目の

単位数の関係も踏まえながら，国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目の履修及び単位の修得をもって当該科目等の履修及び単位の修得と代替しているものとするなど，各大学において適切に判断されたいこと。

（３）新告示第１号の表の下欄に掲げる必履修教科・科目等以外の現行学習指導要領の科目で，参考資料中Ⅱの表に掲げていない科目うち，対応関係が認められる科目の扱いについては，別途事務連絡において示す予定としていること。

第４　施行期日

１　新告示は，公布の日（令和元年１２月２６日）から施行されること。

２　新告示については，令和２年４月１日以降高等学校に入学した生徒に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用すること。

３　令和２年４月１日前に高等学校に入学した生徒についても，新告示の規定を適用することができること。すなわち，当該生徒が新告示第１号の表の上欄に掲げる国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目を履修したときは，同号の規定により表の下欄に掲げる必履修教科・科目等の履修及び単位の修得をしたものとみなすことができること。この場合において，平成３１年４月１日前に高等学校に入学した生徒については，「総合的な探究の時間」とあるのは，「総合的な学習の時間」とすること。

【本件連絡先】
文部科学省初等中等教育局
教育課程課教育課程企画室企画係
電　話：03-5253-4111（代表）
内線 2367，2368

＜「第３　留意事項」の８に関するもの（ただし，科目の対応関係については，上記の初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係が担当）＞
文部科学省高等教育局
大学振興課大学入試室
電　話：03-5253-4111（代表）
内線 2495

＜文部科学省 IB 教育推進コンソーシアムに関するもの＞
文部科学省大臣官房国際課
国際協力企画室外国人教育政策係
電　話：03-5253-4111（代表）
内線 3222

別　添

○文部科学省告示第百十二号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十八条の二（同令第百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十二月二十六日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　竹本　直一

国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の一部を改正する告示

国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例（平成二十七年文部科学省告示第百二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

一　国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校において、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校の教育の目標に関する規定等に照らして適切であり、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして次号に定める基準を満たしている場合には、高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）第一章第二款の４又は５に規定する学校設定科目又は学校設定教科に関する科目（以下「学校設定科目等」という。）として開設された国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目のうち、次の表の上欄に掲げる科目を履修したときは、同表の下欄に掲げる同章第三款の１に規定する必履修教科・科目及び総合的な探究の時間（以下「必履修教科・科目等」という。）を履修したものとみなし、当該上欄に掲げる科目について修得した単位数のうち、当該下欄に掲げる必履修教科・科目等の単位数として当該国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校が認める単位数（同章第二款の２に規定する標準単位数以下の単位数に限る。）については、当該必履修教科・科目等として修得したものとみなすことができること。

ヒストリー	世界史Ａ
ヒストリー	世界史Ｂ
ヒストリー　ハイヤーレベル	日本史Ａ
ヒストリー　ハイヤーレベル	日本史Ｂ
ジオグラフィー	地理Ａ
ジオグラフィー	地理Ｂ
マセマティックス：アナリシス・アンド・アプローチズ	数学Ⅰ
マセマティックス：アプリケーションズ・アンド・インタプリテーション	数学Ⅰ

改正前

一　国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校において高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）第一章第二款の４又は５に規定する学校設定科目又は学校設定教科に関する科目（以下「学校設定科目等」という。）として開設された国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目のうち、次の表の上欄に掲げる科目を履修したときは、同表の下欄に掲げる同章第三款の１に規定する必履修教科・科目及び総合的な探究の時間（以下「必履修教科・科目等」という。）を履修したものとみなし、当該上欄に掲げる科目について修得した単位数のうち、当該下欄に掲げる必履修教科・科目等の単位数として当該国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校が認める単位数（同章第二款の２に規定する標準単位数以下の単位数に限る。）については、当該必履修教科・科目等として修得したものとみなすことができること。

マセマティカル・スタディーズ	数学Ⅰ
マセマティックス	数学Ⅰ
フィジックス	物理基礎
ケミストリー	化学基礎
バイオロジー	生物基礎
ランゲージＢ	コミュニケーション英語Ⅰ
セオリー・オブ・ナレッジ	総合的な探究の時間

フィジックス	物理基礎
ケミストリー	化学基礎
バイオロジー	生物基礎
ミュージック	音楽Ⅰ
ヴィジュアル・アーツ	美術Ⅰ
ランゲージB	コミュニケーション英語Ⅰ
セオリー・オブ・ナレッジ	総合的な探究の時間

二　前号の基準は、次に掲げるとおりとする。

イ　前号の表の下欄に掲げる必履修教科・科目等において、全ての生徒に履修させる内容として定められている事項が、それぞれ同表の上欄に掲げる科目において適切に取り扱われていること。

ロ　生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

三　［略］

四　［略］

［号を加える。］

二　［同上］

三　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。ただし、この告示による改正後の国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例（次項において「新告示」という。）の規定は、令和二年四月一日以降高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。次項において同じ。）に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条（同令第百十三条第一項で準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。

2　前項の規定にかかわらず、令和二年四月一日前に高等学校に入学した生徒（同日以降に学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。）であっても、当該生徒が新告示第一号の表の上欄に掲げる科目を履修したときは、同号の規定により同号の表の下欄に掲げる必履修教科・科目等を履修したものとみなし、当該必履修教科・科目等の単位を修得したものとみなすことができる。この場合において、平成三十一年四月一日前に高等学校に入学した生徒（同日以降に同条の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。）に係る同号の規定の適用については、同号中「総合的な探究の時間」とあるのは、「総合的な学習の時間」とする。

（参考資料）

国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目と高等学校学習指導要領の科目との対応関係について

Ⅰ		ヒストリー	世界史A、世界史B	○新告示第１号により、新告示第２号の基準を満たしている場合、左欄に掲げる国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目の履修及び単位の修得をもって、対応する学習指導要領の必履修教科・科目等を履修及び単位の修得をしたものとみなすことができる。その際、修得したものとみなすことができる単位数は、高等学校学習指導要領に規定する標準単位数以下の単位数に限る。 ○左欄に掲げる国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目のうち、「＊」印のついている科目については、令和元年告示による改正前の平成27年告示において履修及び単位の修得がみなされているため、新告示第２号の基準イは既に満たしているものとする。「＊」印が付いていない科目については、IB教育推進コンソーシアムにおいて新告示第２号の基準イに係る調査研究を実施し、その結果を別途事務連絡において示す。 ○本通知において、左欄に掲げる国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目の履修及び単位の修得をもって、右欄に掲げる高等学校学習指導要領の必履修教科・科目等を履修及び単位の修得をしたものとみなすよう、大学入学者選抜における配慮を求めている。
		ヒストリーHL	日本史A、日本史B	
		ジオグラフィー	地理A、地理B	
		マセマティックス：アナリシス・アンド・アプローチズ	数学Ⅰ	
		マセマティックス：アプリケーションズ・アンド・インタプリテーション	数学Ⅰ	
	＊	フィジックス	物理基礎	
	＊	ケミストリー	化学基礎	
	＊	バイオロジー	生物基礎	
	＊	ランゲージB	コミュニケーション英語Ⅰ	
		ミュージック	音楽Ⅰ	
		ヴィジュアル・アーツ	美術Ⅰ	
	＊	セオリー・オブ・ナレッジ	総合的な探究の時間	

Ⅱ	＊	フィジックスHL	物理	○「＊」印のついている科目については、27文科初第1227号通知において対応関係が既に示されている。その他の対応関係が認められる科目については、IB教育推進コンソーシアムにおける調査結果に基づき、別途事務連絡で示す予定としている。 ○新告示第３号により、学校設定教科・科目として設定された国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目を修得した場合、36単位を超えない範囲で卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。 ○本通知において、「＊」印のついている科目について、当該科目の履修及び単位の修得をもって、右欄に掲げる高等学校学習指導要領の科目の履修及び単位の修得と代替しているものとするなど、大学入学者選抜における配慮を求めている。
	＊	ケミストリーHL	化学	
	＊	バイオロジーHL	生物	
	＊	ランゲージB	コミュニケーション英語Ⅱ、コミュニケーション英語Ⅲ、英語表現Ⅰ、英語表現Ⅱ、英語会話	
		その他の対応関係が認められる国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目と高等学校学習指導要領の科目 （※順次事務連絡において対応関係を示す予定）		

Ⅲ	ⅠまたはⅡに該当しない国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目と高等学校学習指導要領の科目	○高等学校学習指導要領の科目との対応関係を求める場合、教育課程特例校制度を活用し、学習指導要領の内容事項が適切に取り扱われた新科目を設置する。 ○新告示第３号により、学校設定教科・科目として設定した国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目を修得した場合、36単位を超えない範囲で卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。